

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

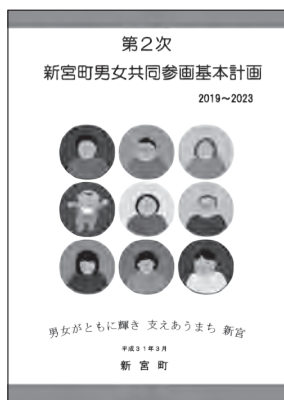
☎963-1730（直）

▼6月23日～29日は

「男女共同参画週間」

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。平成11年6月23日に「男女共同参画基本法」が施行されたことを踏まえ定められました。

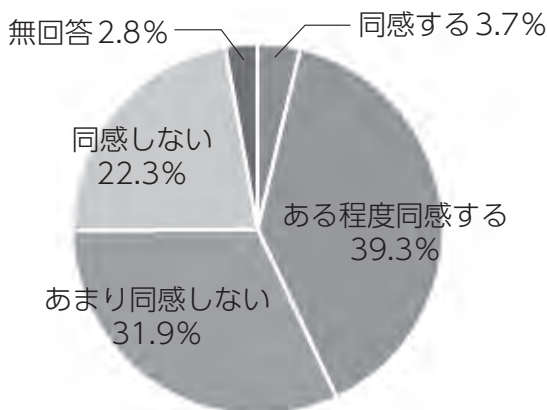
町では、すべての人がお互いを尊重し、責任を分かちあいながら、性の違いにかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会をめざし、平成26年3月に「新宮町男女共同参画推進条例」を制定しました。また、この条例に基づく基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めています。



平成29年9月に実施した男女共同参画に関する町民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を分担する考え方が54・2%と、依然として固定的性別役割分担意識が残っている結果でした。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どの程度同感するか

家庭で、地域で、職場で、学校で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会について、そして私たちのまわりのパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。



N = 997人

資料：男女共同参画に関する町民意識調査（平成29年9月調査）

全国一斉「人権擁護委員の日」 特設人権相談所を開設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 6月14日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、いじめや差別などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談については町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎963-0921（直）